

## 大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第23条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第2項第1号中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

大磯町長 池田 東一郎